

岩倉市条例第1号

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市政の適切な運営に資するため、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第20条の規定に基づき、市の事務事業に関する法令違反等についての職員等からの公益的通報を適切に処理する仕組みを整備するとともに、公益的通報を行った職員等に対し、それを理由として不利益な取扱いがされることのないようにするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 職員（市長及び市議会議員を除く。）、市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者及びその役員又は従業員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員又は従業員並びにこれらの者であった者をいう。
- (2) 公益的通報 次に掲げる事実が生じ、又は生ずるおそれがあることを、職員等がこの条例の定めるところにより通報することをいう。
 - ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
 - イ 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（アに該当する事実を除く。）
 - ウ ア又はイに該当するもののほか事務事業に係る不当な事実
- (3) 市長等 市長並びに教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長、固定資産評価審査委員会の委員長、消防長及び議長をいう。

(公益的通報)

第3条 職員等は、市の事務事業、市から事務事業を受託し若しくは請け負った事業者における当該事務事業又は指定管理者における市の公の施設の管理に関する事実で前条第2号アからウまでのいずれかに該当するものがあると思われるときは、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら

れた記録をいう。)を含む。以下同じ。)により、公益的通報調査委員会(以下「調査委員会」という。)に公益的通報をすることができる。

2 公益的通報は、実名により行わなければならない。ただし、調査委員会がその内容について前条第2号アからウまでのいずれかに該当すると認め、かつ、公益的通報として受け付けることが市政の適切な運営に資すると認めるときは、調査委員会は、実名によらない通報を公益的通報として受け付けることができる。

3 職員等は、公益的通報を行うに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

(調査委員会の設置)

第4条 公益的通報に係る調査等を行うため、調査委員会を置く。

2 調査委員会は、副市長、教育長、総務部長、健康福祉部長、建設部長、消防長及び教育子ども未来部長をもって組織する。

(調査委員会の委員長)

第5条 調査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(調査委員会の所掌事項)

第6条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 公益的通報の受付並びにこれに伴う調査及び報告に関すること。

(2) 第10条第2項の規定に基づく申出の受付並びにこれに伴う調査及び報告に関すること。

(公益的通報に対する調査委員会の応答義務)

第7条 調査委員会は、公益的通報があったときは、これを受け付け、誠実に対応しなければならない。

2 調査委員会は、公益的通報を受け付けたときは、市長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、速やかにその概要(公益的通報を行った者(以下「通報者」という。))が特定される事項を除く。)を市長に報告しなければならない。

(調査委員会の調査)

第8条 調査委員会は、前条により受け付けた公益的通報について、調査の必要があると認めるときは、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たって、職員等に協力を求めることができる。
- 3 職員は、調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する通報又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある通報については、関与することができない。

(調査結果の報告、公表等)

第9条 調査委員会は、調査の結果、通報者が示した事実が存在すると認めたときは、その内容をこれを証する資料とともに市長に報告しなければならない。この場合において、通報者本人から特に依頼があった場合を除き、通報者が特定される事項は報告をしないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、相当な理由があるときは、その内容を証する資料の添付を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により調査結果の報告を受けたときは、規則で定めるところによりその内容を公表するとともに、是正のために必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該事実が市の他の機関に関するものであるときは、市長は当該機関に通知し、当該機関は市長に準じて必要な措置をとらなければならない。
- 4 調査委員会は、調査の結果、通報者が示した事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても通報者が示した事実の存否が判明しないときは、そのことを市長に報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査の結果を通報者に報告するものとする。ただし、第3条第2項ただし書の規定により受け付けた場合は、この限りでない。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 通報者（当該通報者が属し、若しくは属していた事業者又は指定管理者を含む。）は、公益的通報をしたことによっていかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益的通報をしたことを理由として不利益な取扱い（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項第2号に規定する不利益な処分は除く。）を受けたと思われる通報者は、そのことを書面により調査委員会に申し出ることができる。この場合において、当

該申出は、実名により行うものとする。

- 3 調査委員会は、前項による申出があったときは、これを受け付け、誠実に対応しなければならない。
- 4 第7条第2項、第8条並びに前条第1項（後段の規定は除く。）、第2項、第4項及び第5項（ただし書の規定は除く。）の規定は、前項の規定により受け付けた申出について準用する。
- 5 市長は、前項の規定で準用する前条第1項の規定により調査委員会から報告を受けたときは、規則で定めるところによりその内容を公表するとともに、速やかに不利益な取扱いをした者に原状回復その他の改善を命じ、必要に応じ不利益な取扱いの防止のため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該不利益な取扱いが市の他の機関に関するものであるときは、市長は当該機関に通知し、当該機関は市長に準じて必要な措置をとらなければならない。

（関係者の名誉が害されたときの名誉回復措置）

第11条 市長等は、公益的通報の処理に際して関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するための適切な措置を講ずるものとする。

（公益的通報処理委員の設置）

第12条 市は、この条例による公益的通報制度が適切に運用されることを保障するため、委託契約により公益的通報処理委員（以下「処理委員」という。）を設置する。

（処理委員の資格等）

第13条 処理委員は、地方公共団体における法令の遵守に関し優れた識見を有すると認められる弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）とする。

（処理委員の役割）

第14条 処理委員は、次に掲げる事務に従事する。

- （1）次条第1項の規定に基づく公益的通報の受付及びこれに伴う調査、調査結果の報告、公表等に関すること。
- （2）次条第2項の規定に基づく申出の受付及びこれに伴う調査、調査結果の報告、公表等に関すること。

2 処理委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。処理委員でなくなった後も、同様とする。

(処理委員へ通報等ができる場合)

第15条 第3条の規定に基づき調査委員会に公益的通報をし、又は公益的通報をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、処理委員に通報することができる。この場合において、第3条第1項、第2項(ただし書の規定を除く。)及び第3項の規定を準用する。

- (1) 第7条第1項の規定により通報を調査委員会が受け付けたが、相当な期間を経過しても、第9条第5項の規定による調査の結果の報告がないとき。
- (2) 第9条第1項の規定により調査委員会が通報者の示した事実が存在すると認め、このことを市長に報告したにもかかわらず、同条第3項の規定による必要な措置を市長又は市の他の機関がとらないとき。
- (3) 第9条第3項の規定により市長又は市の他の機関が必要な措置をとった場合において、通報者が当該措置に不服があるとき又は通報した事実が改善されたと認められないとき。
- (4) 第3条の規定に基づく公益的通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があるとき。
- (5) 第3条の規定に基づく公益的通報をすれば当該通報に係る調査等が適切に行われないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

2 第10条第2項の規定に基づき調査委員会に申し出た通報者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、処理委員に申し出ることができる。この場合において、第10条第2項の規定を準用する。

- (1) 第10条第3項の規定により申出を調査委員会が受け付けたが、相当な期間を経過しても、同条第4項で準用する第9条第5項の規定による調査の結果の報告がないとき。
- (2) 第10条第4項で準用する第9条第1項の規定により調査委員会が通報者の示した事実が存在すると認め、このことを市長に報告したにもかかわらず、第10条第5項の規定による必要な措置を市長又は市の他の機関がとらないとき。
- (3) 第10条第5項の規定により市長又は市の他の機関が原状回復その他の改善を命じ、必要な措置をとった場合において、通報者が当該改善命令又は措置に不服があるとき又は通報した事実が改善されたと認められないとき。

(処理委員への通報等の受付等)

第16条 第7条、第8条第1項から第3項まで、第9条並びに第10条第3項、第4項及び第5項の規定は、処理委員への前条第1項の通報及び同条第2項の申出の処理について準用する。

2 市長等が正当な理由がなく前項で準用する第9条第3項又は第10条第5項の措置をとらないと認めるときは、処理委員は、これを自ら公表し、監督行政庁に通報し、又は告発する等相当の措置をとることができる。

(処理委員への説明要求)

第17条 市長は、処理委員の調査又は前条第2項の処理委員が行う措置に関し、必要があると認めるときは、処理委員又は処理委員であった者の説明を求めることができる。

2 前項の説明の請求は、処理委員の調査及び前条第2項の処理委員が行う措置を妨げる目的でしてはならない。

(特定の通報等についての調査の制限)

第18条 処理委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する通報等又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある通報等については、関与することができない。

2 前項に該当すると思われる通報等があった場合は、処理委員は、そのことを通報等をした者に説明したうえ、市長に報告する。

3 市長は、前項の報告を受けた場合に第1項に該当すると認めたときは、新たな処理委員を委託契約により設置するなど当該通報等を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(運用上の注意)

第19条 この条例の運用に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

2 この条例は、職員等が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づく公益通報を行うことを妨げるものではない。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、この条例の運用の状況について、公表するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。